

奉行J -会計編-

平成23年度消費税法改正

『事業者免税点制度の適用要件の見直し』

(平成25年1月1日以降の事業年度から適用)

対応マニュアル

1章 『事業者免税点制度の 適用要件の見直し』の改正内容 .....	1 ページ
2章 『奉行J -会計編- の運用が変わるか』の確認 .....	2 ページ
3章 はじめて課税事業者になる方へ 1 事業年度の業務の流れ .....	3 ページ
4章 課税事業者の業務を 『奉行J -会計編-』で操作するには .....	4 ページ

# 1章『事業者免税点制度の適用要件の見直し』の改正内容

前々期の課税売上高が1,000万円以下であっても、前期の事業年度開始の日から6ヵ月間の課税売上高（※2）が1,000万円を超えた場合は、**当期から、課税事業者**となります。

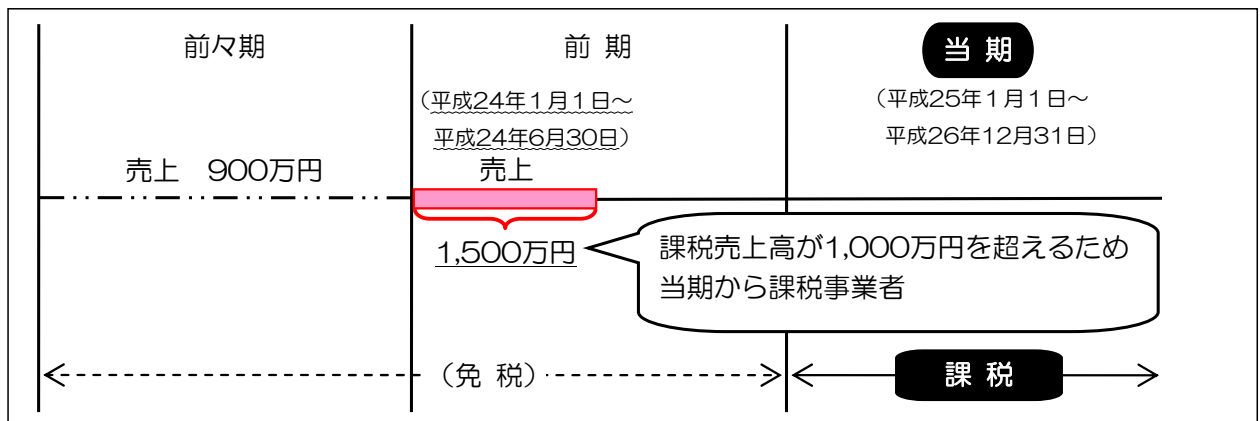
※ 適用時期：平成25年1月1日以降に開始する事業年度から適用

※2 課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

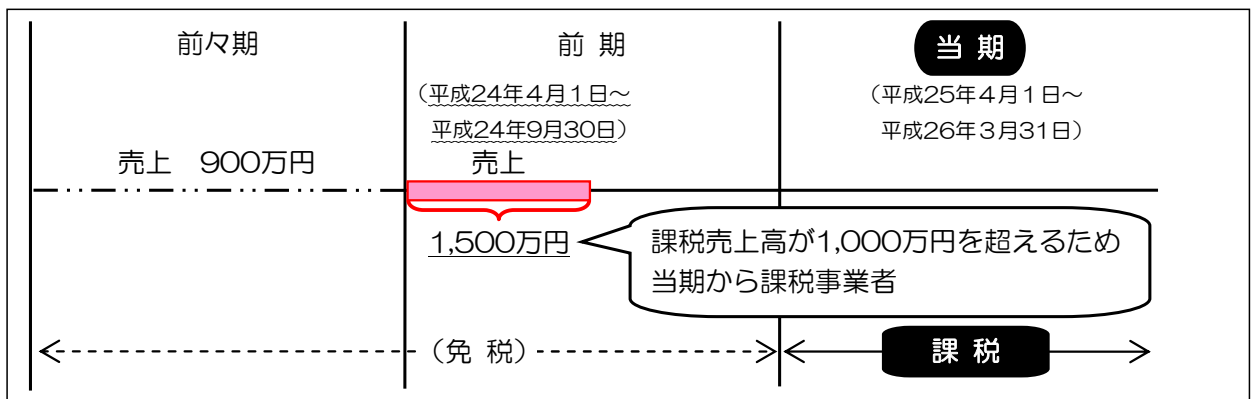


以下、具体的な会計期首を例に説明します。

<会計期首が平成25年1月1日の場合の例>



<会計期首が平成25年4月1日の場合の例>



## 2章『奉行J -会計編- の運用が変わるか』の確認

消費税の免税事業者は、平成25年1月1日以降の会計期間から、課税事業者に切り替わる場合があります。

以下のフローチャート図で、次の会計期間から課税事業者に切り替わるかをご確認ください。

スタート

消費税の免税事業者ですか？

はい

いいえ

改正は影響ないため、特に処理の変更はありません。

※今までどおり、奉行J -会計編- を運用してください。

以下、該当する会計期首の内容をご確認ください。

<会計期首が1月1日の場合>

平成25年の場合は、  
平成24年1月1日～平成24年6月30日の  
課税売上高は、1,000万円を超えますか？

いいえ

改正は影響ないため、特に  
処理の変更はありません。

※今までどおり、奉行J -会計編-  
を運用してください。

はい

※奉行J -会計編- での運用が変わります。

詳細は【P.3】参照  
「3章 はじめて 課税事業者になる方へ」

<会計期首が4月1日の場合>

平成25年の場合は、  
平成24年4月1日～平成24年9月30日の  
課税売上高は、1,000万円を超えますか？

いいえ

改正は影響ないため、特に  
処理の変更はありません。

※今までどおり、奉行J -会計編-  
を運用してください。

はい

※奉行J -会計編- での運用が変わります。

詳細は【P.3】参照  
「3章 はじめて 課税事業者になる方へ」

<上記以外の会計期首の場合>

平成25年1月1日以降の会計期間の場合は、  
前年度の上半期（6カ月間）の課税売上高は  
1,000万円を超えますか？

例) 会計期首が10月1日の場合は  
平成24年10月1日～平成25年3月31日の  
課税売上高が1,000万円を超えますか？

いいえ

改正は影響ないため、特に  
処理の変更はありません。

※今までどおり、奉行J -会計編-  
を運用してください。

はい

※奉行J -会計編- での運用が変わります。

詳細は【P.3】参照  
「3章 はじめて 課税事業者になる方へ」

## 3章 はじめて課税事業者になる方へ 1 事業年度の業務の流れ

このページでは、奉行J -会計編- で操作する前に、課税事業者になることで、新たに必要な業務の概要を説明します。

### 【事前準備】

#### 課税事業者になる際に必要な届出書を提出する

「消費税課税事業者届出書」を提出します。  
また、簡易課税と一般課税のどちらを採用するかを決定します。簡易課税を採用する場合は、「消費税簡易課税制度選択届出書」も提出します。

※簡易課税と一般課税のどちらを採用するかは、リンク先をクリックして「[消費税のあらまし](#)」の該当項目をご参照ください。または、最寄りの税務署・税理士にご相談ください。

リンク先：「第8 控除税額等の計算は？」

(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/aramashi/pdf/009.pdf>)

ページ：P. 26 「1. 仕入控除税額の計算方法の選択」

※「消費税課税事業者届出書」「消費税簡易課税制度選択届出書」は、リンク先から印刷・ダウンロードするか、最寄りの税務署で入手し、作成後に提出してください。

リンク先：(<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/mokuji.htm>)

リンク先アドレスは、変更される場合があります。

### 【日常（仕訳伝票入力時）】

#### 仕訳伝票入力時に、今回から行うこと

- 仕訳伝票入力時に、消費税のかかる取引と、かからない取引を区別します。
- 消費税のかかる取引の場合、今まで入力していた税込金額とは別に、消費税金額も入力します。

### 【消費税申告書の作成】

#### 1. 勘定科目ごとの消費税金額を確認する

消費税申告書の作成前に、科目別金額のうち、消費税のかかる取引やかからない取引の分けが妥当であるか確認します。また、その消費税金額が妥当であるかも確認します。

#### 2. 消費税申告書を作成する

## 4章 課税事業者の業務を『奉行J -会計編-』で操作するには

このページでは、課税事業者になることで、新たに必要となる『奉行J -会計編-』での操作を説明します。

### 【事前準備】

#### 1. 消費税申告について設定する

消費税申告書を作成するために、必要な設定をします。

[導入処理]-[会社情報登録]-[消費税基本登録]-[消費税基本登録]メニューの[基本設定]ページで設定します。

#### 【消費税申告書設定】

計算方法	「簡易課税」「原則課税（一般課税）」 決定した計算方法を設定します。
控除方法	「個別対応方式」「一括比例配分方式」 「原則課税（一般課税）」の場合に、控除方法を設定します。
<p>※「計算方法」「控除方法」が決定していない場合は、リンク先をクリックして「<a href="#">消費税のあらまし</a>」の該当項目をご参照ください。または、最寄りの税務署・税理士にご相談ください。</p> <p>リンク先：「第8 控除税額等の計算は？」  <a href="http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/aramashi/pdf/009.pdf">http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/aramashi/pdf/009.pdf</a></p> <p>ページ：「計算方法」… P. 26 「1. 仕入控除税額の計算方法の選択」  「控除方法」… P. 27 「2-（1）一般課税の場合の計算方法」</p> <p style="text-align: right;"><small>リンク先アドレスは 変更される場合があります</small></p>	

#### 【勘定科目消費税設定】

主たる業種	「第1種（卸売業）」「第2種（小売業）」「第3種（製造業）」 「第4種（その他）」「第5種（サービス業）」 営んでいる業種を設定します。
<p>※どの業種か不明な場合は、リンク先をクリックして「<a href="#">消費税のあらまし</a>」の該当項目をご参照ください。または、最寄りの税務署・税理士にご相談ください。</p> <p>リンク先：「第8 控除税額等の計算は？」  <a href="http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/aramashi/pdf/009.pdf">http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/aramashi/pdf/009.pdf</a></p> <p>ページ：P. 35 「3. 簡易課税制度による計算方法」</p> <p style="text-align: right;"><small>リンク先アドレスは 変更される場合があります</small></p>	
消費税自動計算	今までどおり、「税込金額から計算」を選択します。 異なる場合には変更します。
端数処理	「切り上げ」「四捨五入」「切り捨て」 売り上げる際の消費税金額の端数計算を参考に選択します。

## 2. 消費税のかかる勘定科目と、かからない勘定科目を区別する

消費税のかかる仕訳伝票を効率よく入力するために、必要な設定を確認します。

[導入処理]-[科目体系登録]-[勘定科目登録]メニューの[消費税]ページで確認します。



あらかじめ、奉行 J -会計編- で初期設定済みのため、通常は設定する必要はありません。

※以前、一律に税区分を「対象外」に変更している場合は、適切な税区分に設定してください。

借方税区分 貸方 //	<p>※通常は、奉行 J -会計編- で初期設定済みです。</p> <p>なお、以前「対象外」など消費税のかからない税区分に変更した場合は、適切な税区分に修正します。</p>
消費税自動計算	<p>※前ページの手順で設定した、[消費税基本登録]メニューの「消費税自動計算」が設定されています。</p> <p>なお、今後仕訳伝票を入力していく中で、特定の勘定科目の消費税自動計算を変えたい場合に、設定を変更します。</p>
端数処理	<p>※前ページの手順で設定した、[消費税基本登録]メニューの「端数処理」が設定されています。</p> <p>なお、今後仕訳伝票を入力していく中で、特定の勘定科目の端数処理を変えたい場合に、設定を変更します。</p>
事業区分 ※「簡易課税」の場合	<p>※前ページの手順で設定した、[消費税基本登録]メニューの「主たる業務」が設定されています。</p> <p>なお、2業種以上営んでいる場合、かつ、今後仕訳伝票を入力していく中で、特定の勘定科目の事業区分を変えたい場合に、設定を変更します。</p>

## 【日常（仕訳伝票入力時）】

### 消費税のかかる仕訳伝票の入力の仕方

[仕訳処理]メニューで、消費税のかかる仕訳伝票を入力する場合は、今後、以下のポイントも確認します。

A：税区分と事業区分(※)が、取引内容と一致しているか？

⇒ 一致していない場合は、適切な税区分と事業区分に修正します。 . . . . . P. 6

※事業区分は、簡易課税を使用している場合に確認します。

B：自動計算された消費税金額は、原始証票の消費税金額と一致しているか？

⇒ 一致していない場合は、直接、消費税金額を修正します。 . . . . . P. 8

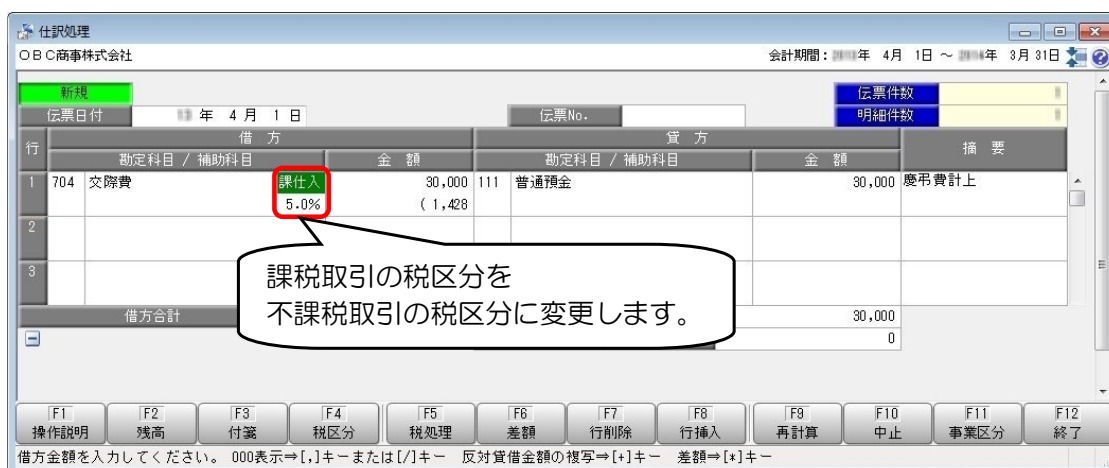


### Aの手順：初期表示された税区分を取引にあわせた区分に変更する

以下、慶弔費（不課税取引）の仕訳伝票を例に説明します。

慶弔費を交際費科目で計上すると、交際費に設定された税区分（課税取引）が初期表示されます。

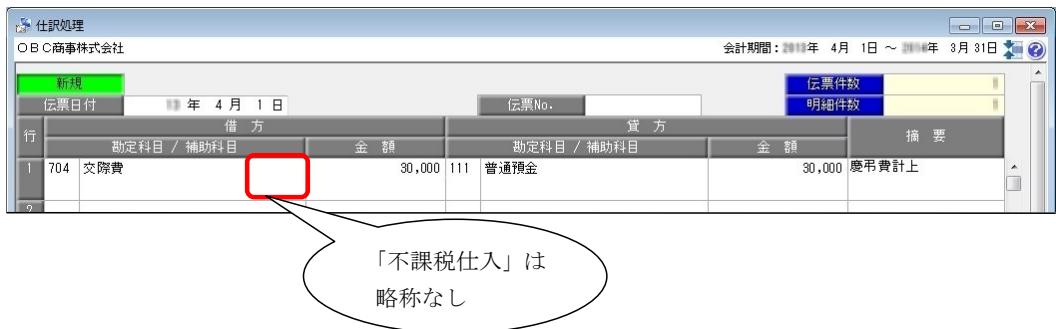
不課税取引のため、税区分を不課税取引用に変更します。



- (1) 勘定科目の交際費を指定すると、課税取引の税区分が初期表示されます。  
 カーソルが金額欄にある状態で、[税区分] ( [F4] キー ) を押し、[Space] キーを押して、[税区分検索] 画面を表示します。  
 「不課税仕入」を選択し、[OK] ボタンをクリックします。



- (2) その後は、今までどおり取引を入力して、仕訳伝票を登録します。



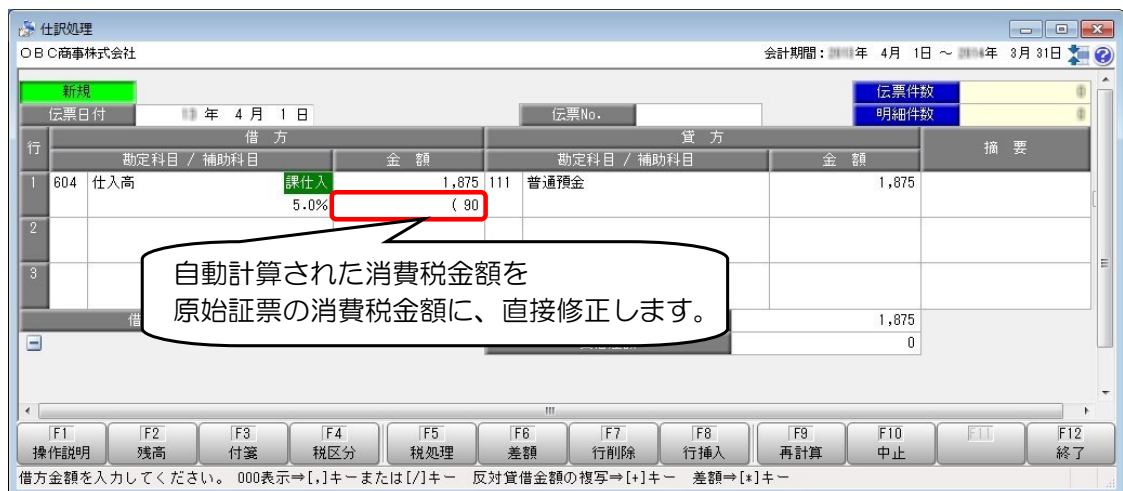


## Bの手順：自動計算された消費税金額を直接修正する

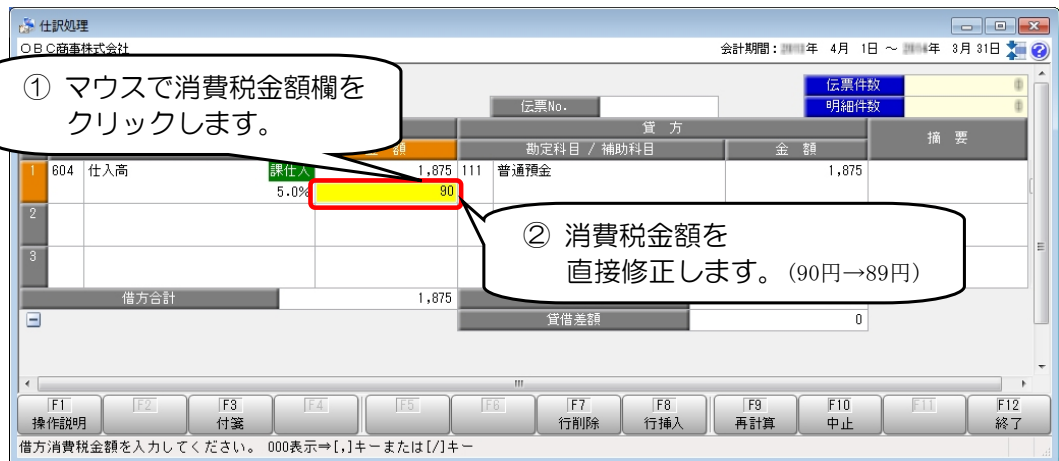
以下、自動計算された消費税金額が、原始証票の消費税金額と異なる場合（※）を例に説明します。

取引金額を入力すると、勘定科目の設定をもとに消費税金額が自動計算されるため、その消費税金額を、直接手入力で修正します。

※複数の原始証票を1つの仕訳伝票にまとめて入力すると、端数分、消費税金額が異なる場合があります。



- (1) 取引金額を入力すると、消費税金額が自動計算されます。  
消費税金額欄を直接マウスでクリックして、消費税金額を修正します。



- (2) その後は、今までどおり取引を入力して、仕訳伝票を登録します。



## 【消費税申告書の作成】

1. 勘定科目ごとの消費税金額を確認する

2. 消費税申告書を作成する

消費税申告書の作成前に、科目別の金額のうち、消費税のかかる取引やかからない取引の区分け、消費税金額が妥当であるかを確認します。  
その後、消費税申告書を作成します。

確認する手順と、消費税申告書の作成手順は操作説明（ヘルプ）にありますので、以下の手順にて、操作説明をご参照ください。

